

## 平成23年度第2回入札監視委員会議事録

平成23年9月12日  
関東森林管理局 4階中会議室

- 1 開会
- 2 委員及び出席者の紹介
- 3 総務部長あいさつ  
・広島事案についての説明
- 4 委員長あいさつ
- 5 報告事項  
・前回の委員会での質問事項についての回答

(森林整備課長)

前回の委員会で質問のあった「造林・素材生産事業で入札における競争参加資格で下請けを認めている理由」について、当局では、平成20年度から一般競争入札を導入しており、一般競争入札において競争性を確保するため、また、業者数の多くない中で、ハードルを低くして応札者を増やすことを目的に、林野庁長官通知の中で、国有林のみならず、民有林、個人の山林での経験も証明ができれば同種事業の実績として認めましょうという措置をとったものである。

元請け、下請けという言葉を使わず、実績があるかないかということで参加資格があるかないかとしたものである。

(資料説明 1～5：資料1～資料6)  
(参考資料説明：参考資料1～参考資料2)

### 6 抽出事案の説明

(淵上委員長)

報告事項に対しての質問をお願いします。

(石井委員)

広島的事案について、問題点はどういうところかということは何か解っているのか。

(総務部長)

近畿中国局で第三者を含めた原因究明委員会を設置して、第1回の委員会が先週開催されたところで、まだ詳細については聞いていないところである。

(石井委員)

原因が解った場合の対応は、近畿中国局の管内だけなのか、林野全体として見直すのか。

(総務部長)

林野庁全体である。具体的には検討中であるが、全国的な調査を実施予定だと聞いている。原因等が解ったら、また、調査等の結果もその時々先生方にも情報提供させていただいてご指導をお願いしたい。

### 7 審議

(石井委員)

治山・林道工事の契約について、前年度に比べ件数が少ないが何か理由があるのか。

(治山課長)

治山事業の当初予算額の水準は、近年は、対前年費10%程減といった状況が続いており、補正予算を含めても、その傾向は変わっていない。ピークだった十数年前の1/3程にも減っている。

今年度は、東日本大震災の影響や施工体制確認型の入札制度の導入といったことがあり、一部工事については、発注事務が7月にずれ込んでいることが原因と考えられる。

(石井委員)

大井川治山センターの契約について、昨年と比較すると工事の名称も同じで同じ業者が受注しているが、継続案件とみて良いか。

(治山課長)

基本的に継続案件となっている。

(石井委員)

継続案件について、地の利もあると思うが、大体同じ業者が受注して、実質競争者も1者である。こういうものについては、一般競争の意味が問われるのではないか。天竜署、山梨所についても同様の案件があり、一般競争入札の制度と実際の乖離があり、どのようにするのか、課題があると思うが、何か考えているか。

(企画調整室長)

地域的なもので、公告をかけて応札してもらえないのは、仕方がない。理想は、複数になることであるが、こういった現象が1つ2つあっても制度上はやむを得ないと考える。

(石井委員)

1つ2つならいいがかなりの地域で見受けられ、それが継続的である。難しいとは思いますが、そういうところを取り上げてみて、本当にできないかどうか検討する必要がある。できなければ制度自体の問題があるということになる。

先程の造林・生産事業の入札参加資格の実績のように、工事についても枠を広げるとか、いくつかまとめるとか業者にとって魅力のあるものにする等、工夫は試みた方がよいと考える。

(企画調整室長)

改善として考えられることは、業者、業界に対して、入札に関してどうか、疑義情報についてどうかとアンケートも実施しており、そういう中で問題が出てこない限り見つけるのは難しいと考える。

(石井委員)

制度の改善策について、何か見つけるというのものもあるが、ターゲットを絞って試してみる等、アクションを起こすことが必要と考える。そうしないと同じことが毎年繰り返される。

(企画調整室長)

局内の監査、本庁監査、会計検査等で牽制機能は働くよう実施している。今の制度的なものでできないものについては、本庁に上申したい。調査をする等考えたい。

(淵上委員長)

治山・林道工事がこの10年で1/3になってきているとのことだが、事業自体が縮小されてきている中で、業者も淘汰されてきているのか。

(治山課長)

今のところ、業者数は余り減ってはいない。しかしながら、何とかやりくりし限界に近い業者が多いだろうなどというのは統計的に見えてきていることから、淘汰が始まってきているのではないかと考える。

(淵上委員長)

業者にとって魅力のあるものを提起したらという、何か工夫の余地があるのかもしれない。

(治山課長)

受注者にとって魅力ある工事内容となるように発注者が発注内容を恣意的に作り上げるというもおかしな話であるし、発注者の立場からの観点は、あくまで事業者の競争参加資格の合理性・公平性が担保されているかということと考える。

(淵上委員長)

規模を小さくする等、比較的小さい業者でも応札しやすいものにしてほしいと考える。

(松岡委員)

大井川治山センターの案件では、石井委員と同じことを感じていた。やむを得ないのかもしれないが、殆ど同じ業者が応札して同じ業者が落札している。競争参加資格の項目について、造林・生産事業のように間口を広げられないか。工夫すると応札者が増えてくるのではないか。そうしないといつになっても地域毎に同じような業者の組み合わせが続くことになる。

新潟の地震の時は、外からの入札参加者が増え、新潟については、全体の応札者が増えたと聞いているが、これから福島・茨城も地震の後の事業が出ると思うが、新しい応札者を増やすようなことは考えられるのか。

(企画調整室長)

逆行しているかもしれないが、政府の方針としては、地元雇用を確保するというのが最優先するということで、地元の雇用に直結するような要件・条件となっていて、外からの新規の参入を避けているような傾向がある。本格的な復興となれば、地元業者だけでは間に合わなくなるかもしれないが、そこはご理解いただきたい。

(淵上委員長)

新聞報道などでは、東京方面から大手が乗り込んできて地元の業者が悲鳴を上げているという記事はよく見るが、実体的には地元業者を最優先ということなので、地元の業者を育成していくという行政の観点というのも必要と思う。そういう意味では、ハードルを工夫していただければと思う。

(松岡委員)

ある程度、地域によっての業者の配置は重要であると思うが、静岡もそうであるが、あまり同じものが続いているというのは、何か工夫ができないかということをお願いできないか。

治山・林道工事で、工事内訳書の分析を見ると落札者の現場管理費が44%、61%と低い見積りがある。現場管理費は、現場の安全を図る上では大事なチェックする点だと思う。全体の落札率が低いのなら話は別であるが、これでいいのかという考え方はあるのか。

(治山課長)

現場管理費などの特定の事項について、何%以下ではだめというような規制は特にはないが、実際の事業者の使途や経理方法は、別途、調整されている可能性がある。

(淵上委員長)

せっかく内訳が出ているので、実際には一括的に仕事をしていくということだと思うが、行政側からもこれはおかしいのではないかとというようなこともあっていいのではないのか。

(治山課長)

発注者の責任として、会社の工事实行体制とか安全対策を講じているか等について、国の指導的な観点で対応はしている。入札自体は総額での入札なので、その配分についてどうするかまでの指導は会社の経営自体の問題なので特にしていない。

(淵上委員長)

先程の指名停止で、クレーンが倒れたというのがあったが、企業倫理というか発想という点で、現場管理を軽視している等、内訳書を見れば会社の体質が現れているかもしれない。

(治山課長)

確かにそういう見方はあるかもしれない。引き続き、国という発注者の立場から、受注者において事故につながらないように指導しなければならないと思う。

(松岡委員)

指導で、大丈夫だというのがあればそれでよいと思う。

(治山課長)

工事内訳書は、事前に提出してもらっているが、元々紙入札の時代の談合防止的な意味合いで事前にいただいている経緯がある。

業者の経営面までは介入していくのは難しいと考える。着工の段階においては当然安全面についても見ていくつもりである。

受注した段階では、たとえば工事費が少ないけれどどうなっているのかというように見ていくことは可能であるので、ご指摘いただいたことは、各署の治山課長が集まる会議等の機会をみて担当者に指導をしたいと考える。

(高田委員)

大井川治山センターの案件で業者の話が出たが、V字谷で海沿いからしか入っていくしかないという地域自体が辺鄙なところで大型車も入れない特殊な場所ではないのか。地元ではこれしかないという業者で、静岡や浜松、伊豆に業者はいてもとても行ける場所ではないという、よそからは参入できない、そのゾーンでの事情があるのではないのか。

(総務部長)

近畿中国局でも同じような指摘があり、競争参加資格について本店、支店が県内にあるという地域限定しているものを隣の県まで広げ、要件を緩和したが、結果的に応札者が増えなかった経緯がある。

国有林の場合は、山奥で条件が悪い所の作業になるので、遠くから通勤するというのは不

可能でありメリットがない。やはり地元業者しかやれないということになると考える。

(石井委員)

この例をあげたのは林道・治山工事の継続案件について、従来と同じ業者が必ず落札しているところについて、一般競争入札という制度をとる以上、既存の業者であっても入れ替わりがあってもいいのではないかということである。今までの例で難しいというのとはわかるが、議論していかないといけないと思う。応札者を増やすことは望ましいが、そうでなければ入れ替わりはできないかということである。

治山工事の上越署の案件で、落札した業者について、事前に提出される工事内訳書の総額は当初は100%を超えているが、入札の段階でこの会社だけが価格を下げて落札している。この業者は前回も同じように落札している。上越は多い。紙入札の場合には入札時に価格を下げるということがあり得たが、制度の改正があって、電子入札になればなくなるということであったが、現実にはずっと続いている。懸念しているのは、他は100%を超えて、1者だけが下げて落札している。制度があればちゃんとやった方がいいのではないかという意見を持っているので、事前に無理だからという情報が入っていったというのであれば好ましくないと思う。上越が目立つので不安に思っている。

(治山課長)

以前も同様の指摘をいただいているところであるが、関東局においては、工事費内訳書と応札価格は必ずしも一致しなくてもよいといった取り扱いをしてきた経緯があり、一部署ではそのような実態が散見されるところである。前回の指摘に際しても該当署には事情の聴取を行ったところ、特段の問題は見いだされなかったが、今後、他の機関での取り扱いなども調べたうえで、林野当局として統一的な取り扱いができないか検討したい。

(石井委員)

物品・役務の契約で、資料の応札者の数が1の場合の記載事項の欄で「特別な競争参加資格」として、「入札説明会に参加した者」という要件の縛りがあるが、どういう理由からか。このように競争参加資格を縛ってしまうと入札に誰が来るか解ってしまい、談合が容易になるといわれている。こういう機会は減らす方向であったと思うが。

(企画調整室長)

入札説明会を開くのは、仕様書に書ききれない特殊な用務で説明が必要なもの、また、業者からの要望で開く場合がある。細かい指示について納得してもらわないと契約後にトラブルになってしまうこともあり、特に今回の案件については、事業自体が特殊プロジェクトであることから実施したものである。

(石井委員)

これは、2つだけではないのではないか。たまたま1者だから載っているが、これだけではないのではないか。

(企画調整室長)

調査系ものについては、報告書もマニアックなものになることからある。

(石井委員)

随意契約に近いものということか。

(企画調整室長)

これを作ってくださいというものにはいらませんが。

(石井委員)

合理的な必要性があるということか。

(高田委員)

入札説明会について、説明会の内容は録音する等記録に残しているのか。仕様書には書いていないものを口頭で説明の場合、これが履行されてなく契約違反であるというようなトラブルになったとき、聞いた聞かないということにならないための記録はないのか。

(企画調整室長)

全部は細かく残ってはいませんが記録は残っている。録音まではしていない。

(高田委員)

何を説明するか担当者が説明するメモはあるのか。説明内容について内部ではオーソライズされているのか。メモは証拠にできるのか。

(企画調整室長)

打合せはしており証拠にできる。

契約によっては、許可を取ってから事業を進めるというようなものであるとか仕様書上でうまく書けないものについて説明会を実施している。

(淵上委員長)

同じく物品・役務の契約の揮発油等の調達で、「特別な競争参加資格」として、「局から2km以内で給油可能なこと」とあり、1者しかいないのか。局から2km以内にガソリンスタンドはたくさんあると思うが。

(経理課長)

今年度の揮発油等購入については、準備の時期が3月中ということで、東日本大震災の直後という時期でガソリン不足であったことから、こちらで提示した数量を確保できる業者が少なかったという事情があったためではないかと考えている。

(石井委員)

その他役務の造林事業の案件で、下刈の契約について再入札が多いことについて、前年、下刈りは夏場の暑い時期の作業であるので業者も魅力がないという説明であったが、今回も再入札が多い。他の事業と併せて、業者の魅力あるものにするというような発注ができないかということが課題だったが、今回も全く同じ状況になっている。何かその辺の工夫はできないのか。

その他役務の造林事業で、今回管外からの業者が1社もないが、これについて、入札はしているが落札できなかったのか、今回は何らかの理由で入札しなかったのかということを知りたい。

(森林整備課長)

下刈りを幾つかの作業種と一緒にできないかというのはこれまでも指導はしてきたが、署によっては規模が多いところもあり、下刈りは8月までに終わらせなければならない、一般競争入札にすると公告期間で1ヶ月かかってしまう、ということがある。事務手続きの問題なのでそこはきちんとしなければならぬというご指摘はあるかと思うが、国有林の山にはすべて〇〇林班〇〇小班というのがあり、下刈りをするところのすべての条件、草の状態、傾斜、現場までのアクセス等の条件をすべて踏まえて工程を考え、積み重ねて予定価格を立てなければならないことから、面積が100ha、200haというとその箇所が相当あるので規模が大きいとまとめるのにも時間がかかる。指導としては、除伐とかつる伐りと併せてというのがあるところがネックになっている。

管外からの業者は参入していると思う。今まで管外からの業者が落札していたのは、造林でやっている保育間伐と本数調整伐等に参入していたが、保育間伐については、販売課と一緒に活用型といって搬出を伴う事業になったことから、管外からの業者が落札していた伐ってそのままの間伐という単独発注がなくなった。本数調整伐については、前年度中の補正での発注である。新年度についてはこれからであるのでそこには、参入してくると考える。

(石井委員)

デジタルカラー複写機及びデジタル複写機等の賃貸借契約及び保守管理の契約について、3.4%から96.7%と署によって幅があるが、どういう理由で署によって落札率が変わってくるのか。

(経理課長)

該当の案件の中で、デジタル複写機賃貸借の契約で落札率が3.4%、4.9%という署の契約について確認をしたところ、5カ年間の契約であること、保守管理契約もあることから履行は可能であると署から聞いている。

また、96.7%と落札率の高い署についても同じく5カ年契約で、長期の契約であっても低い落札率ではない。契約内容を確認したところ、署と出先の森林事務所等であり、森林事務所は山間部にあるため交通費などを勘案すると、相当の経費がプラスされたものと考えている。

(松岡委員)

賃貸借契約がより落札率が低く、保守契約が落札率が高いように感じる。保守契約がとれれば、賃貸借契約は低くても良いというようなことはないのか。

(石井委員)

署によって違いがありすぎて適正な価格が何なのか解らない。局一括での契約は難しいのか。

(経理課長)

各署の機種の関係もあり局一括での契約は難しいと考えている。  
また、局全体をカバーできる業者に限定されることになり、競争性の確保の観点から好ましくないと考える。

(淵上委員長)

長期的な契約なので平均されるということになるのか。

(経理課長)

複数年の契約は、今年度からなので、累積したデータがない。

(淵上委員長)

データを良く検討願えればと思う。

(松岡委員)

建設・コンサルタントのその他、庁舎及び宿舍の新築工事設計・監理業務の契約で、22.9%、30.8%、37.8%という落札率であるが、ここまで低くてやっていけるのか。  
また、物品・役務の案件の碎石の単価契約で、他と比べて落札率が非常に低いものがある。  
さらに、同じく物品・役務の案件で、電気需給契約というのがあるが、これは特殊なものか。

(経理課長)

庁舎及び宿舍の新築工事設計等の営繕関係の契約については、正直大丈夫かと心配なところであるが、設計書も期限内に提出されており、監理業務についても適正に履行するよう注視していきたい。  
碎石の単価契約については、地域の単価があるので大丈夫かと思うが、これも注視していきたい。  
電気需給契約については、局庁舎の電気供給業務で、2者応札している。ガス会社2社とNTTの関連会社が共同出資し、電力売買事業など行っている会社と東京電力である。

(石井委員)

測量・建設コンサルタントの契約で一つの業者の落札が多いが、特殊な契約か。

(治山課長)

地すべり防止事業等の実施設計が主体であり、特殊なものではないと考える。結果的に一つの業者の落札が多かったということだと考える。

(高田委員)

低入札案件で結果的に契約の履行ができなかったというのはあるのか。

(経理課長)

そのような例はない。

(淵上委員長)

今回も慎重なご議論をいただいた。次回もよろしくお願ひしたい。

## 8 閉会